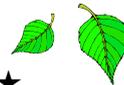




★★★★ 6月は男女雇用機会均等月間です ★★★★★



「男女雇用機会均等法」は、1986年4月から施行されました。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに家庭と仕事が両立できるよう作られた法律です。2007年4月に「改正男女雇用機会均等法」が施行されたことで、雇用に際しての男女間の差別は少しずつではありますが埋まってきています。

少子高齢化社会を迎えて労働力の減少が避けられない現在、女性が出産を終え、育児をしながら職場に復帰できるような環境を整えることは、これまで以上に重要な課題となっています。

6月は男女雇用機会均等月間となっていることから国の第3次男女共同参画基本計画の第4分野「雇用等分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の施策を紹介します。

●雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導など男女雇用機会均等の更なる推進
- ・男女間の賃金格差の解消に向けた「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及を始めとする企業への働きかけ

●非正規雇用における雇用環境の整備

- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進
- ・適正な労働条件の確保などパートタイム労働対策の総合的な推進

●ポジティブ・アクションの推進

- ・公共調達において男女共同参画に取り組む企業への積極的評価、取組のためのノウハウ等に関する情報提供など企業のポジティブ・アクションへの支援

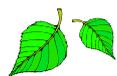
※1

●女性の能力発揮促進のための支援

- ・在職中の女性に対する職業訓練など能力開発の支援
- ・全国の女性関連施設、地方自治体等における女性就業支援事業の支援（相談対応、ノウハウ・情報提供、講師派遣等）

●多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

- ・テレワークなど仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進
- ・低利融資制度など助成起業家に対する支援
- ・自営業における家族従業員の実態把握、就業環境の整備
- ・配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しなど社会制度の検討



● 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

※2

・雇用処遇の改善など女性の継続就業のための環境整備
男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援推進

● 女性の活躍による経済社会の活性化

・活躍事例の発信など女性の能力発揮促進のための支援
・女性の継続就業、再就職、起業への支援 ・自営業における家庭従業者の就業環境の整備

・インセンティブ付与の検討など

※3



※1 ポジティブ・アクション：

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

※2 M字カーブ問題：

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

※3 インセンティブ：

主に企業全体または部門ごとの利益率や目標達成率などから評価し、その対象となる従業員に成果配分される。（成果配分制度）

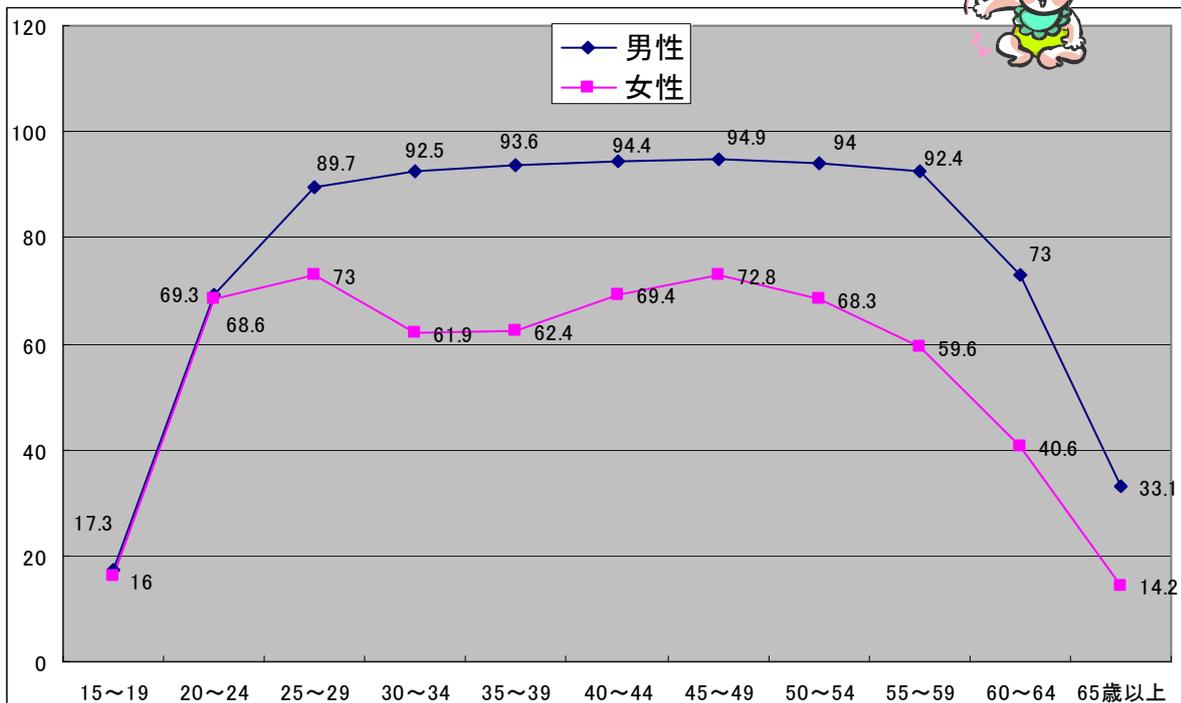


労働力率



全国の労働力率の状況を年齢階級別にグラフにしてみますと男性は25歳から59歳までの全ての年齢層で大きな変化はないが、女性は30歳から39歳にかけては、結婚、出産、育児等のために労働市場から離れるなどにより、M字型になっています。

全国の男女別年齢階級別労働力率



総務省 平成17年 国勢調査



お知らせ



7月25日からの1週間は「鹿児島県男女共同参画週間」です！

「素敵」に「つながる」夏休み

ゆるやかな「つながり」のなかでしる・まなぶ・つくるを楽しもう

◆日時:7月23日(土)

13:30~16:00

◆場所:県民交流センター(中ホール)

◆ファシリテーター:高崎恵

「のびのびデツかく協働の旗づくり」

~みんなはひとりのために

ひとはみんなのために~

◆日時:7月30日(土)

14:00~16:00

◆場所:県民交流センター(中研修室)

◆ファシリテーター:福咲風歌

朝木ナイル

「俳句カフェVOL2」

~わたくしに出会う五・七・五~



◆日時:7月24日(日)

13:30~16:00

◆場所:県民交流センター(中ホール)

◆ファシリテーター:はら塾カフェ

「ワークショップはコミュニケーションの場」

~人とひとのつながりがうまれる

ワークショップをデザインしよう~

◆日時:7月31日(日)

13:30~15:30

◆場所:県民交流センター(中ホール)

「インタビューショートムービー完成披露鑑賞会」

~男女共同参画の学びのカタチ....

その人・そのことば~

◆日時:7月26日(火)

10:00~16:30

◆場所:県民交流センター(大研修室)

◆対象:小中学校教職員等

「人権・男女共同参画教育セミナー」

~わたくしに出会う五・七・五~

男女共同参画週間事業に関する問い合わせ

鹿児島県男女共同参画センター

TEL : (099) 221-6603

FAX : (099) 221-6640

《 問い合わせ先 》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL : (0994) 31-1147

FAX : (0994) 40-3003

市民活動推進課(男女共同参画推進室)

〈メールアドレス〉

danjyo@e-kanoya.net